

受講の対象となる危険行為の概要

<p>01 信号無視</p>  <p>信号機や警察官の手信号に従わないで進行すること</p>	<p>02 通行禁止道路（場所）通行</p>  <p>道路標識等で自転車の通行が禁止されている場所を通行すること</p>	<p>03 歩行者用道路での注意義務</p>  <p>自転車が通行できる歩行者用道路において、歩行者に注意を払わず、徐行しないこと</p>	<p>04 通行区分</p>  <p>歩車道の区分のある道路において、自転車が通行できない歩道を通行したり、道路の右側を通行すること</p>
<p>05 路側帯における歩行者の通行妨害</p>  <p>自転車が通行できる路側帯等で、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行すること</p>	<p>06 遮断踏切への立入り</p>  <p>遮断機が閉じていたり警報機が鳴っている時などに踏切に立ち入ること</p>	<p>07 優先道路等通行車両の進行妨害等</p>  <p>信号機のない交差点において、左からくる車両や優先道路を通行する車両の妨害などをすること</p>	<p>08 右折時の直進車等への進行妨害</p>  <p>交差点での右折時に、その交差点における直進車や左折車の進行を妨害すること</p>
<p>09 環状交差点通行車妨害</p>  <p>環状交差点内を通行する車両の進行を妨害したり、交差点に入る際に徐行しないこと</p>	<p>10 指定場所一時不停止</p>  <p>一時停止の標識を無視して交差点に進入したり、交差点道路を通行する車両等の進行を妨害すること</p>	<p>11 歩道での歩行者の通行妨害等</p>  <p>歩道の車道寄り部分や通行指定部分を徐行しなかったり（歩行者がいないときを除く）、歩行者の通行を妨害しそうなものに一時停止をしないこと</p>	<p>12 制動装置不備等</p>  <p>ブレーキ装置がなかったり、ブレーキ性能不良の自転車で走行すること</p>
<p>13 酒気帯び運転等</p>  <p>酒気を帯びた状態や、アルコールの影響により正常な運転ができない状態で自転車を運転すること</p>	<p>14 安全運転義務違反</p>  <p>ハンドルやブレーキ等を確実に操作しないで通行したり、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転すること</p>	<p>15 携帯電話使用等</p>  <p>携帯電話等を手で保持して通話したり、画像表示用装置を注視して自転車を運転することなど</p>	<p>16 妨害運転</p>  <p>他の車両（自転車を含む）に対して、通行妨害目的で幅寄せをしたり、不必要な急ブレーキをかけたこと</p>